

2020年4月20日

〒153-0041

東京都目黒区駒場 1-26-10

ドミナーレサクマ 304号室

株式会社オルタナ

代表取締役社長 森 撰 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座二丁目7番17号6階

株式会社TBM

代表取締役 CEO 山 崎 敦 義

抗議文

冠省

当社は、貴社に対して、貴社の管理する web サイト「サステナブル・ビジネス・マガジン Online オルタナ」において掲載されている次の記事（以下、総称して「本件記事」といいます。）について、以下のとおり厳重に抗議するとともに、本件記事の即時削除及び訂正記事の掲載を要求する旨通知いたします。

- ① 2020年4月10日（金）11時10分付で掲載されている「「LIMEX Bag」と「Bio LIMEX Bag」の導入事例」と題する記事
- ② 2020年4月10日（金）11時52分付で掲載されている「経産省「容り法ただ乗りは、しかるべき制裁が必要」」と題する記事
- ③ 2020年4月10日（金）12時10分付で掲載されている「石灰石ペーパーLIMEXが「容り法ただ乗り」の疑い」と題する記事
- ④ 2020年4月10日（金）12時36分付で掲載されている「TBM社、ウェブから「リサイクル負担金」の記述消す」と題する記事

【要旨】

- (1) 「容り法ただ乗り」は事実無根であること

本件記事によれば、あたかも当社が、「容器包装リサイクル法の委託料金の適用外」であると偽って販売しているかのような指摘がなされていますが、後述のとおり、全くの事実無根であり、断固として否定致します。

(2) 本件記事掲載後の貴社の行動はメディアとして許容される限度を逸脱していること

本件記事掲載後、貴社の代表者である森氏（以下、「森氏」といいます。）及び貴社は、当社の顧客や関係者に対して常軌を逸した接触を繰り返しています。顧客や関係者の Twitter アカウントに本件記事を引用したうえで大量（本日時点：70 件以上）にリプライしたり、多くの顧客に対して、LIMEX 製品の使用が行政処分の対象になり得ることを前提とした書面を送付する等、当社の顧客や関係者に対して当社製品の使用があたかも法令違反に該当するかのような、事実と反する主張を、貴社及び森氏個人が自ら拡散しています。かかる拡散行為はメディアとして許容される限度を著しく逸脱するものであって、貴社及び森氏の行為は、当社に対する業務妨害等の不法行為を形成するものと言わざるを得ません。

本件記事を受けて、改めて、当社、コンパウンド製造委託先及び袋製造委託先、袋製造委託先の協力工場、3 社において、貴社が分析したとする SPINNS が配布している LIMEX 製袋（以下「本件 LIMEX 製袋」といいます。）について、成分含有量分析、製造の経緯を確認しております。

その結果、本件 LIMEX 製袋を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材は炭酸カルシウムであるとの分析結果が計測されたことから、容器包装リサイクル法の委託料金の適用外となることを確認しております。また、本件 LIMEX 製袋が LIMEX の定義を満たす炭酸カルシウムを含む無機フィラーが 50%以上であったことも計測しています。

さらに、本件 LIMEX 製袋以外の袋においても同様に容器包装リサイクル法の委託料金の適用外となる計測結果を確認しております。

なお、当社での測定に関しては、最も正確に重量比率を測定できるとされている熱重量分析法を用いて測定を行っております。

容器包装リサイクル法の施行に際し、環境省から「容器包装に関する基本的考え方について」（リサ推 12 号）と題する通知が公布されています。同通知では、複合素材の具体的判断の目安が示されているところ、「容器包装が具体的にどの容器包装区分に分類されるかについては、主として何製であるかによることとしており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する」とされており、かかる基準※に従うと、LIMEX 製袋は、炭酸カルシウム製の容器包装となり、容器包装リサイクル法の委託料金の適用外となるのは明らかです。

なお、今回の件を受け、当社の測定した結果と共に経済産業省に上記の複合素材の考え方を確認したところ、上記の取扱いで問題ないことを確認済みです。

また、当社では、製造過程においても、全ての工程において、容器包装リサイクル法においてプラスチック製容器包装に該当しない、当社指定の炭酸カルシウム含有量を遵守するための管理体制を構築しています。

- (1) 本件 LIMEX 製袋のコンパウンド製造委託先では、生産ロット毎の炭酸カルシウム含有量のデータを記録しており、本件 LIMEX 製袋においては全て基準値以内という結果が報告されています。
- (2) 本件 LIMEX 製袋の、袋製造委託先及び袋製造委託先の協力工場（以下、「協力工場」といいます。）に対しては、当社から指示書を出しているところ、炭酸カルシウム含有量に関する当社の指示内容に過誤がないことを確認しております。協力工場においては、原反のロールごとに重量を管理しているとともに、炭酸カルシウム含有量が当社指定の指示内容と齟齬が生じた場合には、データの記録並びに当社及び袋製造委託先に対して報告を受けていますが、本件 LIMEX 製袋の製造過程において、袋製造委託先及び協力工場からは一切かかる報告を受けておらず、改めて確認したものの問題がありませんでした。

そのため、当社がこれまでに納品した本件 LIMEX 製袋の中に、貴社が分析を実施したような、炭酸カルシウム含有量が「41.1%」と極端に低くなる製品の存在は確認されておられません。

本件記事に対しては、本件 LIMEX 製袋の製造、流通に携わる、コンパウンド製造委託先、袋製造委託先、協力工場からも、抗議の意を頂戴しています。

また、貴社は、2020年4月10日（金）12時36分付で掲載されている「TBM社、ウェブから「リサイクル負担金」の記述消す」と題する記事において、あたかも当社が、貴社の掲載した12時10分付の記事を見て、容リ法に関する記述を抹消したと、読む者をして印象付けるかのような摘示をしています。

しかしながら、リサイクル委託金の供出義務がなくなる旨の記載（以下「本記載」といいます。）を削除したのは、貴社の12時10分付の記事が掲載されるより前の時点であり、本記載の削除と同記事の掲載との間に因果関係は一切ありません。

そもそも、当社としては、当社独自による回収、再製品化方法を検討していたため、本記載に関して、貴社の記事掲載とは無関係に修正を従前から予定しておりました。現に、既に修正後の内容において、リサイクル委託金の供託義務がないこと及びLIMEX由来の容器が容器包装リサイクル法の委託料金の適用外である旨を当社HP上に改めて掲示しております。

さらに、貴社の代表である森氏は、本件記事掲載後、当社がお客様として公表している多数の企業の Twitter を巡回しては、本件記事をリプライし、当社のお客様に対して、LIMEX 製品を使用することに再考を促すかのような行動をしているうえ、そのリプライの数は本日時点で 70 件以上に達しており、尋常な量ではありません。

さらに、貴社は、当社がお客様として公表している企業に対して、以下のような内容のアンケートを送付しています。

「御社が TBM 社製 LIMEX の容器包装を使い、
容器包装リサイクル法の負担金を払っておられない場合は、
知らないうちに容リ法違反となり、行政当局から指導や行政処分、
罰金を科される場合があります。
そこで、別途質問票をお送り致しますので、
お答え頂けたら幸いです。」

下線部の、「知らないうちに容リ法違反となり、行政当局から指導や行政処分、罰金を科される場合があります。」との記載から明らかなように、かかるアンケートは、質問への回答を求める体裁を取っているものの、その実質は、あたかも当社が違法行為をしているかのような、事実に反する印象を、敢えて当社のお客様に伝える内容になっております。このような書面を拡散・流布することは、当社の顧客に対して、当社及び LIMEX 製品の信用及び名誉を毀損することを目的とするものであることが明らかであるところ、かかる貴社及び森氏個人による記事の拡散・流布行為は、もはや、メディアとして許容される限度を著しく逸脱したものであり、当社だけでなく、当社の顧客に対する信用・名誉棄損、業務妨害であり到底許容できるものではありません。

また、かかる本件記事掲載後の森氏及び貴社による拡散・流布行為は、本件記事の掲載が、そもそも、当社の顧客に対して、LIMEX 製品の採用を中止させようとする意図に基づくものであることを強く窺わせるものであり、本件記事が、重大な事実誤認に基づく事実を摘示したものであること及び、記事掲載後の森氏及び貴社の行動とを併せ考えると、貴社が、当社の業務を妨害する意図目的を持って本件記事を掲載されたことは明らかです。

本件記事は、株主様やお客様をはじめ当社の事業を支えてくださるステークホルダーの皆様にご不安を抱かせる内容であるところ、当社の信用及び社会的評価を著しく毀損するものです。現に、当社、お客様、協力会社に多数の問い合わせが寄せられているのが現状です。

LIMEX は、日本に限らず、グローバルに貢献できる素材であると当社は確信しています。人口の増加と生活の質の向上に伴い、人類が必要とする紙・板紙の生産に使用される水や森

林資源、プラスチックの生産に使用される石油資源の量も増加していきます。現在、世界中から LIMEX は大きな期待を頂いており、例えば、最大の紙生産国である中国では 製紙業界の排水による水質汚染が社会問題となっており、製造する場所を選ばず、製造過程においてほとんど水も必要としない LIMEX に期待を頂いています。また、石灰石は従来の石油由来のプラスチックと比べて、調達時、焼却時において CO₂ 排出量を抑えられる資源です。LIMEX は、プラスチックに代わる素材として、海洋プラスチック問題の原因となっている石油由来のプラスチックの使用量を削減することも可能です。水や森林資源、石油資源などの自然資源の依存度を抑えられる LIMEX は、今後、世界が求める「サーキュラー・エコノミー（循環型経済）」の実現に向けて、紙、プラスチックにもそれぞれのメリットや素晴らしさもありますが、LIMEX にも第三極として存在する素材として大きな役割があると考えています。当社は LIMEX 素材の普及のみならず、世界中で LIMEX 製品を回収し、様々な価値のある新たな製品に再製品化する循環型のモデルの実現をパートナーの皆様と協力し合いながら、グローバルで挑戦し続けます。環境・社会・経済の課題解決に向けて、大きな貢献ができるものと揺るぎなく考えております。

本件記事は、前記のような挑戦を行なっている当社にとって、重大な事実誤認に基づく事実を摘示したものであり、当社及び協力会社の信用及び名誉を棄損するものにほかなりません。そこで当社は、貴社に対して、本件記事に関して即時削除、正しい内容の訂正記事の掲載を求めるとともに、貴社が一般財団法人化学物質評価研究機構に依頼した検査結果資料の開示を要求致します。

万が一にも、本書到達後一週間以内に本件記事の全ての削除、訂正記事の掲載及び上記の資料開示がなされなかった場合には、貴社及び森氏に対し、やむを得ずあらゆる法的手段を講ずる予定であるとともに、本件記事のごとく客観的事実に基づかない記事を掲載し、かつ、常軌を逸した態様で本件記事の拡散・流布を図り、当社の信用や名誉を毀損しようとしている背景について、当社としては、徹底的に追及していく覚悟であることを、付言致します。

草々

注釈：LIMEX の定義：

LIMEX はストーンペーパー(石灰石ペーパー)とは異なり、日本国内で生まれた当社が開発した新素材であり、紙だけでなく、プラスチックの代わりとなる、炭酸カルシウムなど無機物を 50%以上含む、無機フィラー分散系の複合材料

※公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が作成した「特定事業者の再商品化（リサイクル）義務判断チャート」には、「〈2〉複合素材の考え方」として、「分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重

量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。」との記載がある。

<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/images/specified/chart/chart.pdf>